

# ス 「みんな住マイル」改修補助金

新制度が始まります。子育て世帯には補助額が加算されます。

【問合せ・申込み】都市計画課 ☎773-6662

住環境の向上と子育て世帯の定住促進を図るため、市内の施工業者が行う住宅のリフォーム工事に対して補助金を交付します。

従来の住宅リフォーム事業補助金を使用した人も、この制度で補助金を使用することができます。

## 補助対象者（すべてに該当）

- ・市内に住所がある（または交付申請年度内に市内に在住することが確定している）
- ・対象住宅の所有者か、所有者の2親等以内の親族
- ・対象住宅に居住している（または居住することが確定している）
- ・世帯員全員に市税の滞納がない

## 補助対象工事（すべてに該当）

- ・補助対象経費が50万円以上で、築1年以上経過した個人住宅のリフォーム工事

※併用住宅は住居部分のみ対象（共用部分は面積按分）

- ・市内業者による施工
- ・補助金の交付決定以降の着工で、平成32年2月29日(出)までに完了する工事
- ・他制度の補助金の対象となっていない

## 補助額

- ・一般世帯：10万円
- ・子育て世帯（中学生以下の子どもか妊婦のいる世帯）：15万円

## 申込み

申請書（都市計画課、大和・塩沢市民センターに用意）に記入し、必要書類を添付し申請してください。

※納税状況を確認するため、専用の納税証明書が必要です

## 受付期間

4月15日(月)～26日(金)

## 申請窓口

都市計画課、大和・塩沢市民センター

## 注意事項

- ・交付決定前に着手した工事は補助金の対象になりません
  - ・予算額を超えた場合、抽選を行う場合あり
  - ・補助金申請時に住宅の全景、工事か所の着手前の写真が必要
  - ・平成32年2月29日(出)までに実績報告書の提出が必要
  - ・実績報告書に工事か所の着手前・工事中・完了後の写真、工事請負契約書と領収書の添付が必要
- ※交付決定は5月中旬を予定しています

## 補助対象工事の主な例

- ・屋根のふき替えや塗装
- ・外壁の修繕や塗装
- ・壁紙、天井、床材などの張り替え
- ・間取り変更、防音断熱工事
- ・浴室、台所などの水回り改修
- ・デイスポーターの設置工事
- ・建具、畳、サッシなどの入れ替え
- ・LED照明器具の設置

## 補助対象外製品の主な例

- ・家電製品  
（テレビ、エアコン、LED以外の照明器具など）
- ・厨房製品  
（システムキッチン、流し台、換気扇）
- ・衛生設備製品  
（ユニットバス、トイレ、給湯器など）
- ・その他設備製品  
（カーテン、ボイラーなど）

## 補助対象外工事の主な例

- ・住宅と別棟の建物の工事
- ・外構に関する工事
- ・建物外部の下水道接続工事
- ・井戸に関する工事

※工事内容で不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください